

改正

平成25年3月21日告示第41号  
平成26年2月14日告示第13号  
平成28年5月16日告示第73号  
平成30年3月31日告示第82号  
令和元年5月13日告示第67号  
令和元年8月20日告示第110号  
令和元年11月20日告示第153号

佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に失格基準価格を設けること（以下「失格基準価格制度」という。）について、佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成21年佐久市告示第97号。以下「最低制限価格制度実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 失格基準価格 入札において、その価格未滿の価格を提示した入札者は、失格となる価格をいう。
- (2) 標準偏差 入札者の入札価格の散らばり具合を表す数値（小数点以下は、切り捨てるものとする。）をいう。

(対象工事等)

**第3条** 失格基準価格制度の適用対象とする建設工事等は、設計金額が建設工事にあつては70万円（震災、風水害、火災その他これに類する災害が発生した場合において、市長が特に認めるときは、市長が別に定める額）以上、建設コンサルタント等の業務にあつては50万円以上で、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工種又は業種に該当するものとする。

- (1) 建設工事 土木工事及び舗装工事
- (2) 建設コンサルタント等の業務 測量業務及び測量・設計業務

2 前項の規定にかかわらず、佐久市総合評価落札方式実施要綱（平成20年佐久市告示第121号）に基づき実施する総合評価落札方式による入札においては、失格基準価格制度は適用しない。

(建設工事の失格基準価格算出方法等)

**第4条** 前条第1項第1号に規定する建設工事の入札における失格基準価格は、次項及び第3項に定める方法により算出するものとする。

2 失格基準価格の算出においては、次に掲げる入札者の入札価格を算定対象から除外するものとする。

- (1) 入札書比較価格を超える価格により入札した入札者
- (2) 入札書比較価格に100分の30を乗じて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）未滿の価格により入札した入札者
- (3) 前2号に規定する入札者を除く全ての入札者の入札価格に基づき平均価格（小数点以下は、切り捨てるものとする。）及び標準偏差を算出し、当該平均価格に当該標準偏差に100分の150を乗じて得た数を加えて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）を超える価格で入札した入札者及び当該平均価格から当該標準偏差に100分の150を乗じて得た数を減じて得た額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）未滿の価格により入札した入札者
- (4) 最低制限価格（最低制限価格制度実施要綱第3条第1項第1号（同条第2項の規定の適用があるものについては、同項）の規定により算出される額（その額に千円未滿の端数があるときは、最低制限価格制度実施要綱第4条の規定にかかわらず、千円未滿の額を切り捨てた額とする。）をいう。次項において同じ。）未滿の価格により入札した入札者

3 失格基準価格は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める価格とする。

- (1) 前項各号に規定する入札者を除く入札者（以下「算定対象入札者」という。）が5者未滿の

場合（2回までの入札で落札者又は落札候補者がいない場合で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最終回の最低額の入札者が随意契約により見積書による入札をする場合を含む。） 最低制限価格

(2) 算定対象入札者が5者以上の場合 次のア又はイに掲げる価格の区分に従い当該ア又はイに掲げる価格

ア 算定対象入札者の入札価格の平均価格（千円未満は、切り捨てるものとする。以下「失格基準算定基礎額」という。）が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（千円未満は、切り捨てるものとする。以下同じ。）未満の場合 当該失格基準算定基礎額

イ 失格基準算定基礎額が入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額以上の場合 入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額（千円未満は、切り捨てるものとする。）

4 失格基準価格は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号。以下「規則」という。）に定める入札経過書にこれを記載するものとする。

（建設コンサルタント等の業務の失格基準価格算出方法等）

**第5条** 前条の規定は、第3条第1項第2号に規定する建設コンサルタント等の業務の入札における失格基準価格の算出について準用する。この場合において、前条第1項中「前条第1項第1号に規定する建設工事」とあるのは「前条第1項第2号に規定する建設コンサルタント等の業務」と、同条第2項第4号中「最低制限価格制度実施要綱第3条第1項第1号」とあるのは「最低制限価格制度実施要綱第3条第1項第2号」と、同条第3項第2号ア及びイ中「100分の92」とあるのは「100分の82」と読み替えるものとする。

（失格基準価格設定の周知）

**第6条** 市長は、この要綱の円滑な運用を図るため、失格基準価格を設定した建設工事等の競争入札について、規則第105条の規定による入札の公告及び規則第116条第2項の規定による指名競争入札通知の際、失格基準価格が設定されている旨を記載するものとし、入札執行者は、当該入札の執行に当たり、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 失格基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は、第1順位の落札候補者をいう。以下同じ。）とならないこと。

(2) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（失格者への告知及び落札者の決定）

**第7条** 入札執行者は、失格者があったときは、当該失格者に対し落札者としめない旨を告げるものとし、失格基準価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者として決定するものとする。

（委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部(局)建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

（佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱の一部改正）

2 佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱（平成17年佐久市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、同号ア(カ)中「オ」を「カ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 失格基準価格

第3条第2号イ中(シ)を(ス)とし、(サ)を(シ)とし、(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、同号イ(キ)中「カ」を「キ」に改め、同号イ中(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 失格基準価格

第3条第2号ウ中(コ)を(サ)とし、(ケ)を(コ)とし、(ク)を(ケ)とし、(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) 失格基準価格

第4条第2号ア(イ)中「キ」を「ク」に改め、同号ア(ウ)中「ク」を「ケ」に、「コ」を「サ」に改め、同号イ(ウ)中「ケ」を「コ」に改め、同号イ(エ)中「コ」を「サ」に、「シ」を「ス」に改め、同号ウ(イ)中「キ」を「ク」に改め、同号ウ(ウ)中「ク」を「ケ」に、「コ」を「サ」に改める。

第6条第1項第3号中「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同項第4号中「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に改め、同項第6号中「及び最低制限価格」を「最低制限価格及び失格基準価格」に改める。

**附 則** (平成25年3月21日告示第41号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年2月14日告示第13号)

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成28年5月16日告示第73号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、この要綱による改正後の佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の規定は、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。

**附 則** (平成30年3月31日告示第82号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、この要綱による改正後の佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の規定は、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。

**附 則** (令和元年5月13日告示第67号)

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、この要綱による改正後の佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の規定は、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。

**附 則** (令和元年8月20日告示第110号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、同日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部(局)建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

**附 則** (令和元年11月20日告示第153号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、同日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部(局)建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。